

土地改良区組織運営基盤強化対策（継続）

【 2 2 6（ 2 4 1 ）百万円】

対策のポイント

土地改良区の組織運営基盤を強化するため、事業運営の見直しや統合整備等を促進します。

（土地改良区の現状）

- ・ 土地改良区は、食料の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設を整備するとともに、施設を管理する中核的な団体として、農業の持続的な発展や国土・環境保全について大きな役割を担っています。
- ・ また、米政策改革等に対応した土地改良施設の効率的・適正な維持管理、農業情勢の変化に対応した土地利用調整、農業の多面的機能の発揮等による地域社会への貢献等多様な役割が期待されているところです
- ・ しかしながら、面積規模 300ha 未満の改良区が全体の約 70%、約半数の改良区で専任の職員がないなど、零細小規模な土地改良区が多いのが現状です。

政策目標

土地改良区の統合整備等の促進による農業水利施設の適切な管理と保全の推進

< 内容 >

土地改良区の事業運営の改革に資する計画策定や農業用排水路等の維持管理に関する計画策定を支援します。また、土地改良区の合併や土地改良区の施設管理体制の再編整備を支援します。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 土地改良区、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、民間団体等
2. 補助率 定額、1 / 2、1 / 3
3. 事業実施期間 平成 1 6 年度～平成 2 2 年度

[担当課：農村振興局企画部土地改良企画課（03 - 3501 - 3743（直））]